

令和4年1月27日



非化石価値取引市場 2021 年度第 2 回オークションに係る監視結果報告

電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という）は、昨年 11 月に日本卸電力取引所において実施された非化石価値取引市場のオークションに応札した特定の事業者について、「売り惜しみ」及び「価格つり上げ」等の問題となる行為がなかったかという観点から監視を行いました。
本日、監視結果をとりまとめましたので、以下の通り公表します。

監視の必要性

- 従前、非化石価値は、大きく分けて 2 種類の証書^{注1}により、「非化石価値取引市場（以降「非化石市場」という）」で取引されてきたが、再エネ価値に対する需要家ニーズ^{注2}の増大を踏まえ、本年度、当該市場を以下のとおり目的等別に【再エネ価値取引市場（以降「再エネ価値市場」という）】と【高度化法義務達成市場（以降「高度化法市場」という）】に分離。

注 1：①FIT 非化石証書（太陽光、風力等 FIT 電源由来）、②非 FIT 非化石証書（再エネ指定（大型水力、卒 FIT 電源等）、再エネ指定なし（原子力等由来））

注 2：「RE100 プロジェクト（事業運営に使用する電気を 100%再エネ由来とすることを目指す取組）」の世界的進展に伴い、需要家（主に法人）の「再エネ価値」を有する証書へのニーズや、市場への直接参入の声が増大。

【再エネ価値取引市場】

- 市場目的：①再エネ価値の安定的な調達環境の整備、②売上を FIT 賦課金の低減に活用
- 取引対象証書：FIT 非化石証書（再エネ指定）
- 売り手／買い手：GIO（低炭素投資促進機構）／小売電気事業者、需要家
- オークション開催時期：年 4 回（8・11・2・5月）

【高度化法義務達成市場】

- 市場目的：①高度化法目標達成の手段、②再エネ等カーボンフリー電源への投資促進
- 取引対象証書：非 FIT 非化石証書（再エネ指定、再エネ指定なし）
- 売り手／買い手：発電事業者（主に、旧一般電気事業者）／小売電気事業者
- オークション開催時期：年 4 回（8・11・2・5月）

- 市場の分離にあたって行われた非化石価値取引市場の制度見直しに伴い、今後、小売電気事業者が高度化法目標を達成するために購入できる証書が、高度化法市

場で扱われる非 FIT 非化石証書に限定される。また、非 FIT 非化石証書の由来となる電源が、主に原子力や大型水力であるため、売り手の大宗が旧一般電気事業者となり、その入札行動が価格形成に強い影響を及ぼすことが懸念される。

- ・ こうした背景を踏まえ、当該取引における公平性や価格形成の透明性確保を図る観点から、旧一般電気事業者^{注3}及び電源開発を対象とし、電力・ガス取引監視等委員会が非 FIT 非化石証書の取引について、監視を行うこととなっている。

注3：北海道電力、東北電力、東京電力 HD、東京電力 RP、中部電力、北陸電力、関西電力、四国電力、中国電力、九州電力

監視の観点

〔1〕前提

- ・ 非化石証書は電気と異なり、限界費用など原価を観念しにくい点も踏まえ、絶対的な価格水準ではなく、「市場への入札価格と相対取引価格の比較」など相対的な価格水準の比較により監視を行う。
- ・ 監視の方針等を記載したガイドラインについては、今年度の取引から以下の監視を試行的に行い、その取引実態等を踏まえつつ、次年度以降、策定することとされている。
- ・ 監視の結果、事業者から客観的かつ合理的な説明が得られない段階においては注意喚起を行い、必要に応じて、事業者名や当該行為の内容の公表などの措置を検討する。

〔2〕各回オークションでの監視

- ・ 市場支配的事業者の(相対契約分を除く)市場投入予定量(=市場投入可能量)と実際の売入札量を比較し、乖離が認められる場合は、売り惜しみの観点から合理的説明を求める。
- ・ 市場支配的事業者の売入札価格の分布について確認し、極端な傾向が認められる場合は、価格つり上げの観点から合理的説明を求める。

〔3〕年1回での監視

- ・ 第1回(8月)から第4回(5月)の取引終了後(第4回オークション後に売れ残った証書を相対契約で売買した取引を含む)、以下3つの価格水準を相対的に比較し、乖離が認められる場合は、不当な価格設定の観点から合理的説明を求める(②、③については、乖離の有無によらず、内部補助の観点から、原則、社内取引価格の考え方を聴取)。

- ① 各回の入札価格と相対契約(外部取引分)の価格水準
- ② 各回の入札価格と相対契約(内部取引分)の価格水準
- ③ 相対取引間(外部取引分及び内部取引分)の価格水準

第2回オークションの監視結果

〔1〕売り惜しみの監視

- 各社の市場投入予定量(=市場投入可能量)と実際の売入札量を比較したところ、基本的にいずれの事業者も市場投入予定量の全量を市場に供出しており、一部乖離が認められた事業者についても、合理的な説明を得ることができたため、問題となる事例は認められなかった。

〔2〕価格つり上げの監視

- 価格つり上げの監視では、市場支配的事業者の売入札価格の分布を確認し、極端な傾向が認められる場合は、合理的説明を求めることとしているが、オークション2回目である今回は、初回オークションからの入札価格の変更点を中心に、全ての当該事業者から売入札価格の考え方などを聴取。その結果、問題となる事例は認められなかった。

(以上)

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課長 池田

担当者:宮嶋、井戸田、佐々木

電話:03-3501-1552(直通)